

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

私たちの食生活は、人口減少、少子高齢化、世帯構造の変化や中食市場の拡大が進行する中で、食に関する町民の価値観や暮らしのあり方も多様化し、近年大きく変化しています。また、高齢化が進行する中で、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防のため、栄養バランスに配慮した食生活の重要性は増加しています。さらに食に関する情報が氾濫するなか、正しい知識を持って、自らの判断で食を選択する力を身につける必要性が求められています。

国においては、平成17年に策定された食育基本法に基づき、令和3年度を初年度とする第4次食育推進基本計画（令和3～令和7年度）を策定し、下記の3つの重点課題があげられ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

- (1) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- (2) 持続可能な食を支える食育の推進
- (3) 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

町では、令和3年度から令和7年度までの「佐久穂町食育推進計画（第3次）」を策定し、これに基づき取り組みを推進してきました。

令和8年度からは、町の食の現状やこれまでの取り組みの評価を踏まえ、今後取り組むべき課題に対応していくため、引き続き各ライフステージの特性に応じ、健全な食生活を実践すること、食の楽しさを実感すること、食文化を伝えること、地産地消等に取り組むことを、関係機関がそれぞれに、または連携し、町の特性を生かした食育に関する施策を展開するため、「佐久穂町食育推進計画（第4次）」を策定します。

## 2. 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、必要に応じて随時見直すこととします。